

神奈川県警察と横浜市児童相談所が連携に関する協定を締結

児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加え、その内容も深刻なものが見られます。これまでも、要保護児童対策地域協議会などを活用し、神奈川県警察と本市児童相談所の連携を図ってきましたが、より一層連携して児童虐待対応に取り組む必要があるため、連携に関する協定を締結しました。協定締結により、過去を含めた児童への対応状況など、共有する情報量を増やし、児童虐待の緊急性の有無など、これまで以上に的確な判断につなげることが可能になります。

1 協定締結の目的

児童虐待事案が多様化、深刻化している現状において、児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行い、もって児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的とします。

2 協定の概要

児童虐待事案に関して、児童相談所及び警察は、それぞれが保有する情報を、必要な範囲で相互に提供し共有することにより、児童虐待事案に的確に対応します。

提供する情報は、児童虐待事案に関する情報のうち、児童の安全確認又は安全確保のために、それぞれが必要と判断した情報及び双方が照会を受けた当該児童に係る取扱い状況とします。



3 協定締結日

平成29年2月8日（水）

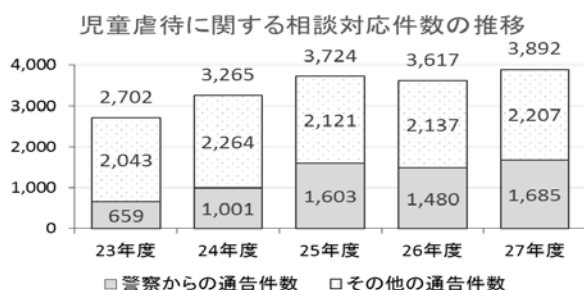
4 協定の開始日

平成29年3月1日（水）

5 協定締結者

神奈川県警察生活安全部長と横浜市こども青少年局長との間で締結されました。

【参 考】



児童相談所における児童虐待相談の対応件数の中で、警察からの通告は年々増加しており、27年度実績では、全体の4割以上を警察からの通告が占めています。

お問合せ先

こども青少年局 中央児童相談所 虐待対応・地域連携課長 上原 嘉明 Tel 045-260-6529